

かすみがうら市教育委員会 3 月定例会会議録

1 招 集 期 日

平成 30 年 3 月 29 日（木）

2 招 集 場 所

霞ヶ浦庁舎 大会議室

3 出席委員

教 育 長	大 山 隆 雄
委 員	田 澤 高 保（教育長職務代理者）
委 員	中 島 和 彦
委 員	宮 本 雪 代
委 員	坂 本 雅 子

4 欠席委員 なし

5 委員以外の出席者

教 育 部 長	飯 田 泰 寛
学 校 教 育 課 長	山 内 美 則
生 涯 学 習 課 長	中 泉 栄 一
スポーツ健康づくり企画監	金 子 俊 文
教 育 指 導 室 長	岡 野 浩 則
歴 史 博 物 館 長	齋 藤 裕 之
霞ヶ浦中地区公民館長	齋 藤 英 憲
千代田中地区公民館長	乾 文 彦
下稲吉中地区公民館長	川原場 宗 徳
図 書 館 長	和 田 哲 男
学校教育課課長補佐	加 藤 洋 一
学校教育課総務担当係長	岩 田 幸 生

6 協 議 事 項

- 報告第 1 号 「かすみがうら市指定天然記念物申請に係る市の指定について」のかすみ
がうら市文化財保護審議会への諮問について
- 議案第 6 号 行政組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則について
- 議案第 7 号 かすみがうら市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する訓令に
ついて
- 議案第 8 号 かすみがうら市社会教育指導員の委嘱について

議案第 9 号 かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部
を改正する規則について

議案第 10 号 かすみがうら市指定史跡名勝天然記念物の指定について

議案第 11 号 かすみがうら市コミュニティ推進委員の委嘱について

議案第 12 号 かすみがうら市教育委員会職員人事異動について

議案第 13 号 平成 30 年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について

議案第 14 号 かすみがうら市小中一貫教育基本方針の一部改訂について

7 会議の概要

開会 午前 9 時 00 分

学校教育課課長補佐： 起立，礼，着席。
それでは，これより教育委員会を開催したいと思いますので，教育長よろしくをお願いします。

教 育 長： おはようございます。本日は，4名の委員さんが出席されておりますので，会議は成立いたします。これより，3月の定例教育委員会を開催いたします。

次に，「教育長報告について」，私よりご報告させていただきます。
資料教育長報告により報告する。（3月の教育長事務報告，内容省略）
ただいまの報告について，何か質疑などございましたらお願いします。
（「質疑なし」の声あり）

特にございませんか。無いようでしたら審議事項にはいります。

報告第1号「かすみがうら市天然記念物申請に係る市の指定について」
のかすみがうら市文化財保護審議会への諮問について。

議案第10号かすみがうら市指定史跡名勝天然記念物の指定について。

この2つの案件は天然記念物の指定に関する案件ですので，一括での説明を求めます。

事務局の説明を求めます。

生涯学習課長： それでは3ページをご覧頂きたいと思います。

かすみがうら市加茂地内の下大津のサクラについて，市長より市指定天然記念物指定申請書が提出されたので，関係書類を添えて3月6日付けで市文化財保護審議会へ諮問いたしました。下大津のサクラと申しますのは旧下大津地区公民館の隣の旧下大津保育所跡地にある桜で，地域のシンボルとして下大津地区の方々に長く愛されているものでございます。土地につきましては，市所有の土地であることから，地域の要望を汲みとった形で市長からこの桜が天然記念物として価値あるものと思われると判断したことから，指定に係る申請書が提出されました。桜の諸元になる資料は9ページから「下大津地区の桜」調査報告書（公財）日本花の会により調査した資料が添付してございます。調査報告書に記載してございますが，今回指定に向けての桜の木の樹齢については，旧下大津小学校は明治36年の創立で，その当時に植えられた桜という言い伝えが残されていますが，正確な記録がございません。しかし，日本最古といわれる青森県弘前市・弘前公園の個体や土浦市真鍋小学校の個体群（明治40年植樹）と比較した場合，樹齢が100年以上といわれても違和感がない形状であると報告書に記載されてございます。

次に樹勢についての記載がございしますが，ここで問題としていることは，桜てんぐ巣病の罹病枝がみられる報告です。平成28年に桜てんぐ巣罹病枝の剪定を行い，また太い枝などに腐朽部がみられるので支柱を設置して，不時の強風や積雪による枝折れを防止しました。こちらの作業は市内の樹木匠に作業をお願いしました。

今後の維持管理につきましても地元の桜保存会と歴史博物館が連携して進めていく内容になります。

続いて議案第10号になります。31ページから市指定天然記念物の指定に関する下大津のサクラについての資料でございます。3月6日付けで諮問した件について，3月17日に市文化財保護審議会より答申いただきました。答申内容につきましては，「下大津のサクラは市指定天然記念物の価値を充分備えており，指定して差し支えない。」との答申でございました。

説明は以上でございます。

教 育 長 : ただいまの説明について、何か、ご質疑ございませんか。
その他ございませんか。
(「質疑なし。」の声あり)
質疑がないようですので報告第1号については、報告のとおり承認することに、ご異議ございませんか。
また、議案第10号については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし。」の声あり)
ご異議なしと認めます。よって報告第1号については、報告のとおり承認します。
また、議案第10号についても、原案のとおり決します。
次に、議案第6号行政組織改編に伴う関係規則の整備に関する規則について議題といたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

スポーツ健康づくり企画監 : 本件の説明につきまして、17 ページ新旧対照表をご覧くださいまして説明させていただきます。
課及び担当の設置について、改正前は生涯学習課の中にスポーツ振興担当が置かれておりますが、改正後は生涯学習課とは別に新たにスポーツ振興課を設置し、スポーツ振興担当、施設維持管理担当を置くものです。また、別表第1、第4条関係分掌事務も同様に改正前は生涯学習課の中にスポーツ振興担当がありその中で1から10までの分掌事務がありました。改正後は新たにスポーツ振興課を設置し、スポーツ振興担当が1から7までの分掌事務、施設維持管理担当が1から3までの分掌事務に改めるものです。続きまして所属部署の変更についてご説明いたします。かすみがうら市第1常陸野公園他6施設及びかすみがうら市旧下大津小学校屋内体育施設他5施設が生涯学習課よりスポーツ振興課へ改められます。また、旧学校体育施設の管理責任者も生涯学習課長からスポーツ振興課長へ改められるものです。
説明は以上でございます。

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。
(「質疑なし。」の声あり)
議案第6号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
(「異議なし。」の声あり)
ご異議なしと認めます。議案第6号について、原案のとおり決します。
次に、議案第7号かすみがうら市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について議題といたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

スポーツ健康づくり企画監 : 本件の説明につきまして、23 ページ新旧対照表をご覧くださいまして説明させていただきます。
新旧対照表左側、太字の3番4番が生涯学習課長の専決事項となっておりますが、改正後は1番2番としてスポーツ振興課長の専決事項なるものでございます。
説明は以上でございます。

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）
議案第7号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）
ご異議なしと認めます。議案第7号について、原案のとおり決します。
次に、議案第8号かすみがうら市社会教育指導員の委嘱について議題といたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長： 24ページをご覧ください。
委嘱する者として、齋藤美保子さん、大和道男さんの2名で、任期は共に平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間になります。
齋藤さんにつきましては、初めて委嘱させていただきます。業務につきましては、社会教育の担当に配属を予定し、子育て広場、文化協会、青少年の健全育成などにあたる業務を担っていただく予定でございます。
大和さんにつきましては、千代田中地区公民館の所属を予定しており、公民館のコミュニティ活動に取り組んでいただく予定でございます。
説明は以上でございます。

教 育 長： ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）
議案第8号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）
ご異議なしと認めます。議案第8号について、原案のとおり決します。
次に、議案第9号かすみがうら市歴史博物館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について議題といたします。
それでは、事務局の説明を求めます。

歴史博物館長： 28ページをご覧ください。新旧対照表をご覧くださいましてご説明いたします。
改正前の（1）児童、生徒及びこれらの引率者という文言を詳細に改正しました。
（1）学術研究を目的として入館するとき。
（2）小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部の児童又は生徒
（3）障害者基本法第2条第1号に規定する障害者
また、入館料の免除を受けようとするものは、改正前は免除申請書により申請する必要がありましたが、改正後は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳の提示をもって申請書の提出に代えることができるようになりました。
施行日は平成30年4月1日より施行するものです。
説明は以上でございます。

教 育 長： ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。
（「質疑なし。」の声あり）
議案第9号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。
（「異議なし。」の声あり）
ご異議なしと認めます。議案第9号について、原案のとおり決します。

次に、議案第 11 号かすみがうら市コミュニティ推進委員の委嘱について議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

生涯学習課長：説明いたします。33 ページをご覧ください。

委嘱する者として名簿を 34, 35 ページに記載しております。霞ヶ浦中地区公民館が 18 人、うち 1 人が新任者。千代田中地区公民館が 20 人、うち 7 人が新任者。下稲吉中地区公民館が 18 人、うち 2 人が新任者になります。委嘱期間は、平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 2 年間となります。

説明は以上でございます。

教 育 長：ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

議案第 11 号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

ご異議なしと認めます。議案第 11 号について、原案のとおり決します。

次に、議案第 12 号かすみがうら市教育委員会職員人事異動について議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

学校教育課長：説明いたします。平成 30 年 4 月 1 日付けかすみがうら市教育委員会職員人事異動について、別紙のとおり任免するものでございます。

37, 38 ページをご覧ください。（人事発令参照）

教育委員会から転出される職員は退職者、再任用を含め 9 名転出します。転入が再任用 3 名、新採 1 名を含め 11 名でございます。内部異動が 7 名でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長：ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

議案第 12 号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

ご異議なしと認めます。議案第 12 号について、原案のとおり決します。

以上で本日の付議案件の審議はすべて終了しましたが、事務局から 2 件の議案を追加したいとの申し出がありますが、本日の協議事項に追加してよろしいか伺います。

（「異議なし。」の声あり）

ご異議なしと認めますので、日程に追加いたします。

追加議案について、配付して下さい。

それでは、議事に入ります。

議案第 13 号平成 30 年度かすみがうら市学校教育指導方針の策定について議題といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

教育指導室長：説明いたします。

平成 30 年度かすみがうら市学校教育指導方針としまして、学校教育目標は、「人間性豊かで、よりよい生き方を求める子供の育成を図る」とし

ました。目指す子供の姿としては、4点示させていただきました。1点は、確かな学力をもち、様々な問題に積極的に対応する力をそなえた子供。2点目は、美しいものを求める豊かな心と将来への夢を持った子供。3点目は、たくましい身体と強い実践力を持った子供。4点目は、郷土を愛し、社会に尽くす子供。とし、基本理念として、「よりよく生きる力、共に生きる力を育成するための4つの柱をお示ししております。平成30年度は小中一貫教育の準備期に入る予定でございますので、5か年計画に基づきまして小中一貫教育を推進してまいりたいと考えてございます。

資料見開きページには、基本理念の4つの柱の努力事項と具体化のための取組を記載してございます。1. 確かな学力の向上。2. 豊かな心の育成。3. 健康や体力の向上。4. 時代の変化への対応及び自立と社会参加の4つの柱に基づきまして進めて行きたいと思えます。

続きまして、学校教育課教育指導室の運営としまして、学校教育推進の柱の実現に向けて学校支援を目指します。重点施策が2ありまして、①として、教職員の資質・能力の向上に資するための訪問指導、研修会等の充実を図ります。②として、授業力の向上に資するためのRPDCAサイクルの充実を図ります。次ページ以降にお示しするのは各種訪問、研修講座、主な事業及び資料等でございます。実施内容について、昨年度との変更点をご説明します。各種訪問において、小中一貫教育推進訪問を追加しております。小中一貫教育コーディネーターとの懇談・指導助言、中学校区研修会への指導助言にあたりたいと思えます。続きまして、各種研修講座において、フレッシュ教員研修会として、若手教員3年次の教諭の授業を3年次以上の教諭が1回以上参観して、研究協議をしていきたいと思えます。また、平成30年度末で、35歳以下の教諭・講師も協議会に参加して指導力向上を図っていきたいと思えて、内容を修正しました。次に、外国語教育研修会として、小学校3、4年生から外国語活動が平成30年度よりスタートするため外国語教育担当との研修会を実施するものです。次に、人権教育研修として、茨城県の施策にもあります人権教育研修を図っていくための研修会を実施します。次に、主な事業として、幼児期教育接続推進事業として、市保幼小連携推進協議会を設置しまして研修会を進めて行きたいと思えます。また、小学校区の保幼小連携協議会を設置し、幼児教育と小学校教育の円滑な接続のための協議及び研修を行います。続いて、市子ども未来室担当とともに各小学校に訪問して保育支援相談連絡会と称して、就学時健康診断前に早めの情報収集及び対応をしていきたいと思えます。次に、学校防災力強化事業として、平成29年度においても実施しましたが、防災研修会を実施いたします。次項からは各学校で作成するための資料となります。

説明は以上でございます。

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

(「質疑なし。」の声あり)

議案第13号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

ご異議なしと認めます。議案第13号について、原案のとおり決します。次に、議案第14号かすみがうら市小中一貫教育基本方針の一部改訂について議案といたします。

それでは、事務局の説明を求めます。

教育指導室長 : かすみがうら市小中一貫教育基本方針の一部を別紙のように改訂する

議案でございます。

平成 29 年 12 月に策定いたしました。策定後に市長より千代田中学校区における統合小学校について、義務教育学校としていく発表がございました。そのことに伴いまして、改訂するものでございます。

新旧対照表をご覧くださいまして、ご説明いたします。

9 ページでございます。改訂前は、「千代田中学校区における小中一貫型小・中学校や義務教育学校の設立については、区内の小学校の統合を踏まえて、今後も地域の方々、関係者の方々のご意見を聞きながら検討していきます。」としていたところを、改訂後は、「千代田中学校区においては、千代田中学校区内の 4 小学校（志筑小学校・新治小学校・七会小学校・上佐谷小学校）の統合小学校を千代田中学校敷地内に設置することを踏まえて、義務教育学校として小中一貫教育を進めていくこととします。」と改訂しております。

続きまして 14 ページでございます。小中一貫教育推進 5 ヶ年計画における表記を和暦にて示していましたが、平成 31 年度以降に新元号となる可能性を考慮しまして和暦の他に西暦も表示いたしました。

説明は以上でございます。

教 育 長 : ただいまの説明について、何かご質疑ございませんか。

（「質疑なし。」の声あり）

議案第 14 号について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

ご異議なしと認めます。議案第 14 号について、原案のとおり決します。以上で、本日の付議案件の審議はすべて終了いたしました。

次に、事業報告及び事業計画の事項に入りますが、平成 30 年度第 1 回市議会定例会一般質問に教育委員会に関する質問がございましたので、その概要を教育部長より説明願います。

教 育 部 長 : 平成 30 年第 1 回市議会定例会は、3 月 1 日から 20 日までの 20 日間の会期日程で開催されました。教育委員会に関する一般質問に、議員 5 人から質問がございましたので、その概要を申し上げます。

まず、1 人目の宮嶋議員からは、旧小学校区ごとのコミュニティの維持・再生について、というテーマで 2 点のご質問がありました。1 点目の公民館を核としたコミュニティづくりの進捗と課題については、28 年度から進めている下中地区、千代田中地区の活動状況として、みんなの夏祭り事業や空き家対策座談会などを行ってきた経過を説明し、課題としては、千代田中地区公民館の老朽化や、下中地区における拠点施設の不備、さらには、現在暫定的に使用している霞ヶ浦中地区の旧地区公民館の取り扱いを抱えていることなどを、答弁しました。

2 点目は、徒歩圏内に地域交流拠点を設置して、社会教育に限らず、子育て支援や健康イベントなどの福祉分野も取り込んだ事業展開について、というお尋ねでございました。要は、統合前の旧小学校単位で、地域密着事業を行うべきではないかとのご質問でございます。本市では、23 年度・25 年度に行われた事業仕分けの結果を踏まえ、中学校単位での公民館活動を実施してきた経緯がございます。そのような状況の中で、お答えとしては、公民館単体としてではなく機能の複合化を進めるのであれば、現在総務部で進めている公共施設等マネジメント計画、いわゆる FM 計画とも絡めて検討されるものであることを説明しました。

2 人目の古橋議員からは、千代田中学校区学校の設置形態の決断とのテ

一マでご質問がございました。こちらは、本市が義務教育学校との方針を打ち出した経緯等に関するものでございます。お答えとしては、昨年5月に学区審議会からいただいた答申を踏まえ、25年3月に策定した「小中学校適正規模化実施計画」を改訂し、本年度「小中一貫教育基本方針」を定めて、34年度の開校に向けて施設一体型の小中一貫教育を実現していく旨、答弁いたしました。

3人目の設楽議員からは、中学校区単位の地域共生コミュニティ行政と、帆引き船の国選択文化財に関するご質問がありました。まず、地域共生コミュニティに関しては、仮称ではございますが、ウェルネスプラザとして現在進められている旧穴倉小学校転用事業の中で、関係部署と協議を進めて行く旨答弁しました。また、帆引き船に関しては、1月の新聞報道でもありましたように、国選択の無形民俗文化財となることが現実化してまいりました。今後は、国民的財産として保護していく旨説明したところでございます。

4人目の田谷議員からは、まちづくりに絡めて、千代田中学校区統合小学校の整備に関する方針についてのお尋ねがございました。小規模特認校の制度を活用し、地域の特性を生かした教育課程を編成するなどして、市内全域から通学してもらえるような学校づくりをしていきたいと答弁しております。また、廃校となる小学校の跡地利用についても、早い段階から検討を進めて行くことを説明しました。

5人目の佐藤議員は、毎回のテーマではありますが、教育子育て支援に関するご質問でございました。就学援助制度の改善がメインでありまして、これに関しては、31年度に入学する児童生徒から、入学に必要な学用品費の入学前支給を実施するよう制度を改めたことを説明し、30年度予算にも反映している旨答弁しました。

なお、参考までに申し上げますと、一般質問初日の2番目に質問に立った矢口議員から、下中地区における公共施設、こちらは公民館や図書館を念頭に置かれたものでございますが、これらの集約化・再構築によって、行政サービスの機能向上を、とのご質問がございました。こちらは総務部長から、将来のまちづくりの方向性に応じた施設配備を検討する旨の答弁がありました。以上でございます。

教 育 長 : 学校教育課より、順次、説明をお願いします
学校教育課の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)
生涯学習課社会教育係の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)
スポーツ健康づくり担当の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)
学校教育課 教育指導室の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)
歴史博物館の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)
霞ヶ浦中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)
千代田中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)
下稲吉中地区公民館の事業報告及び計画を説明
(3月の事業報告及び4月の事業計画、内容省略)
図書館の事業報告及び計画を説明

(3月の事業報告及び4月の事業計画, 内容省略)

教 育 長 : ただいまの説明について, 何か, ご質疑はございませんか。
(質疑なし)
それでは, 特にないようですので, 次回の定例教育委員会の日程を決めたいと思います。
次回の定例教育委員会は4月25日水曜日, 午前9時00分から霞ヶ浦庁舎大会議室で行いたいと思いますが, よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声あり)
それでは, そのようにいたします。
以上で, 本日の定例教育委員会を閉会いたします。
お忙しい中, ご質疑, 誠にありがとうございました。

学校教育課課長補佐 : 起立, 礼。

閉会 午前10時35分

教 育 長

書 記 加藤洋一

書 記 岩田幸生